

入札心得書

入札者は次の事項を遵守して入札をすること。

- 1 入札者は指定された入札の日時及び場所に遅れないように参集しなければならない。
- 2 入札者は入札説明書を熟覧し、自己の氏名を表記した封筒に所定の様式の入札書を入れて提出すること。
- 3 代理人が入札に参加する場合は、入札をする権限を有する者の委任する委任状を携行し、入札開始の前に提出しなければならない。
- 4 入札者は一旦提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- 5 やむを得ない理由がある時は、入札書を書留郵便で提出して行うことができる。また、その場合は、封書の表に「入札書在中」と朱書きしなければならない。
- 6 無効入札の主なものは次のとおり。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札、又は代理権の確認を受けない代理人の行った入札
 - (2) 入札書の記載事項のうち入札金額、入札者の氏名その他重要な事項が識別しがたい入札
 - (3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をした時は、その全部の入札
 - (4) 入札者等の押印を必要とする場所に押印のない入札
 - (5) 入札書の金額を訂正した入札
 - (6) 他人を脅迫し、その他不正な行為によってした入札
 - (7) 入札に関する条件に違反した入札
 - (8) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認める場合における全部の入札

以上の入札の効力は入札執行職員が決定する。この場合当該入札者はその決定に対し異議を申し立てることはできない。

- 7 再入札は1回を限度としておこなう。なお、再入札には無効入札をした者、郵便入札をした者及び辞退したとみなされた者は参加することができない。
- 8 入札者は入札執行職員の指示に従って入札しなければならない。